

「ちがう」って、ワクワクする。

ちがう

ひょうご
人権ジャーナル

2026

5・6
月号

変わるべきは女性だけ？

女性の力と こどもの声を 大切にするには？



特集テーマ…こども・女性

巻頭言

「人権文化が広がる兵庫をめざして」—— P2
公益財団法人兵庫県人権啓発協会 理事長・兵庫県副知事 守本 豊さん

01 子どもの「心の声」に耳を澄ます街へ —— P3
～権利をまもり、ともに歩むために～
一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事 川瀬 信一さん

02 あなたはあなたのままでいい —— P4
労働者協同組合ワーカーズコープ北上笑いのたね事業所 所長 後藤 誠子さん

03 聞く、聴く、共感 —— P5
～子どもシェルターの実践から～
弁護士・社会福祉士 曾我 智史さん

04 人権でとらえなおす女性の非正規雇用 —— P6
大阪信愛学院大学 教育学部 准教授 廣森 直子さん

05 女性活躍に不可欠な働き方改革 —— P7
三菱UFJリサーチ&コンサルティングCDIO/主席研究員 矢島 洋子さん

インターネット上の —— P8・9
人権侵害防止等に向けた取組について
兵庫県県民生活部総務課人権推進室

県内各市町の人権啓発 #01 —— P10
日本一の人権尊重都市をめざして
一たつの市の取組—
たつの市市民生活部人権推進課

ふれあいサロン —— P11
情報らざ —— P12



ひろげよう
こころのネットワーク



兵庫県・
(公財)兵庫県人権啓発協会
兵庫県マスコットはばタン



人権文化が広がる 兵庫をめざして

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会 理事長
兵庫県副知事

守本 豊

若葉がいつそう鮮やかさを増し、初夏の訪れを感じる季節となりました。日差しの中にも爽やかな風が心地よく、自然の息吹に活力をもらえているのではないのでしょうか。

さて、私たちの住む兵庫県では、すべての人が互いの違いを認め合い、安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、人権尊重のまちづくりを進めています。近年は、多様性への理解を深める啓発活動や人権教育の充実など、誰も取り残さない地域社会づくりに向けた取組が一層重視されています。県民一人ひとりが人権について考え、行動することが、より良い地域社会の実現につながるものと期待されています。

一方、少子・高齢化やグローバル化などによって、人々の価値観や生き方が多様化する中で、社会状況は大きく変化し、人権課題は、ますます複雑化・多様化しています。特に、近年では、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的言動等の発信・拡散による人権侵害が跡を絶たず、深刻な社会問題となっています。このような状況を踏まえ、本県では、「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例」を制定し、本年1月1日から施行したところです。

これを受け、本協会においても、インターネット上の悪質な差別的書込み等をチェックする「インターネット・モニタリング事業」を実施すると

もに、専門の相談員や弁護士による無料相談を実施しております。さらに、昨年度から、プロスポーツチームと連携したSNS誹謗中傷等防止動画等の制作・発信に加え、県内各地のイベント会場での啓発キャンペーンの実施などを通じて、インターネット上の人権侵害防止活動に取り組んでいます。

また、本協会では、県民の人権意識の高揚を図るため、「人権文化を進める県民運動」を展開し、これまでから「ひょうごヒューマン・フェスティバル」や「人権のつどい」といった人権啓発イベントの開催のほか、研修会の開催、人権情報誌の発行、啓発ビデオの制作など、様々な分野での人権啓発の強化に継続して取り組んできたところです。

人権文化とは、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じ、考え方や行動として定着した生活の有り様そのものをいいます。例えば、街で高齢者や身体に障害のある人に出会ったとき、声をかけたり、席を譲る行為が自然にできる社会のことであり、まさに日常の生活として文化となっていれば決して難しいことはありません。

今後とも人権文化が広がっていく社会をめざし、県民の皆様と一緒に、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場で人権文化を根付かせる社会をつくっていきましょう。

子どもの「心の声」に 耳を澄ます街へ

～権利をまもり、ともに歩むために～

特集

こども・
女性

no.01

✓ TO DO 小さなサインに耳を澄まし、言葉の裏にある背景や気持ちを想像する。



子どもたちの「心の声」 届いていますか

近年、いじめや不登校、児童虐待など、子どもたちを取りまく環境は深刻さを増しています。文部科学省の調査では、**2024年度の不登校の児童生徒数は35万人を超え、過去最多**となりました。また、十代から二十代の半数近くが「死にたい」と考えたことがあるという調査もあります。私たちは今、改めて子どもたちの「声」の重みに向き合う必要があります。

子どもの声が届かない背景には、声を上げること自体の「高いハードル」があります。ある子どもは「いじめのアンケートに嫌だったことを書いたけれど、何も変わらなかった」と語り、また別の子どもは「相談したことが大人に伝わって怒鳴られた。それからはもう相談していない」と打ち明けてくれました。さらに、「大人が忙しそうだから迷惑をかけないように意見は言わない」と、自分の声を押し殺してしまう子もいます。

「子どもアドボカシー」の 取り組みを通して

私たちは、子どもの声を聴き、子どもとともに声を社会に届ける「子どもアドボカシー」に取り組んでいます。これは、**子どもを単に保護される存在としてではなく、自分の人**

生の主体として尊重する取り組みです。自分に関わることについて意見を表す権利や、それがきちんと聴かれる権利を大切にします。

子どもの声を聴くとき、私たちはコミュニケーションを「冰山」に例えて考えます。目に見える言葉は氷山の一角であり、その下には気持ちや経験など多くの背景が隠れています。相手の声を本当に聴くためには、その水面下の文脈を想像し、理解しようとする姿勢が欠かせません。**コミュニケーションは一方通行ではなく、互いに理解しようとする共同作業**なのです。

大切なのは、「子どものために」という姿勢から、子どもの願いに寄り添う「子どもとともに」という姿勢への転換です。子どもにとっても意見を尊重される経験は、他者への信頼や自律性を育み、幸福感(ウェルビーイング)にもつながります。

心が通い合う社会に向けて

あなたも、誰かの声を聴く担い手になることができます。小さなサインに耳を澄まし、相手の気持ちを想像する。そんな**「他者に寄り添う市民」が地域に増えることが、子どもが安心して声を上げられる社会への第一歩**となります。子どもの心の声に耳を澄ますことから、やさしい街づくりをはじめてみませんか。

話してくれたのは……

一般社団法人
子どもの声からはじめよう
代表理事

川瀬 信一さん



こども家庭庁参与、千葉大学教育学部非常勤講師。元公立中学校教諭(児童自立支援施設に勤務)。里親家庭、児童自立支援施設、児童養護施設で育つ。厚生労働省「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」、内閣官房「こども政策の推進に係る有識者会議」等に参画。

一般社団法人子どもの声からはじめよう

子どもの権利を尊重する社会を目指し、子どもの権利の普及啓発や子どもアドボカシー活動を行う団体です。

設立の背景

代表理事の川瀬信一氏は、自身も里親家庭や児童養護施設での経験があり、その経験が活動の原点にあります。「子どもの権利はわがまま」ではない。かつて「権利はわがまま」と捉えられがちだった風潮を変え、「子どもの権利保障は大切」という意識を広めることに努めています。

子どもアドボカシーの実践

訪問アドボカシー活動:児童相談所や施設、里親家庭、学校、医療型障害児入所施設で生活する子どもたちの意見形成・意見表明を支援。

中立的な立場:子どもの気持ちや意見を第三者として聞き、子どもの思いを周囲に伝えます。

普及啓発

子どもアドボカシー講座:子どもアドボカシーに関心のある方やアドボカイト活動に興味のある方向けに、年に2回(およそ6月と11月)開催。

法制度・社会変革への提言:政府や自治体の会議に参加し、法制度策定への提言や、各地での子どもアドボカシー事業の立ち上げを支援しています。

Information

あなたは あなたのままでいい

TO DO 否定せず、そのままの存在を受け入れる。



次男が教えてくれたこと

次男が学校に行けなくなったのは高校一年生の夏休みのことです。当時の私はせっかく一生懸命勉強して入学できた進学校になぜ行かないのか全くわからず、無理やり登校させようとしていました。腕をつかんでひきずって車に乗せて学校まで連れて行ったこともあります。次男の状態はひどくなる一方で食事も摂らずほぼ部屋から出てこない、まさにひきこもりの状態になったのです。その後、必要最低限の登校日数で、なんとか高校は卒業し専門学校でギター作りを学ぶために上京します。「不登校だったが治った、もう大丈夫」と安心していましたが、また行けなくなってしまいました。東京でひきこもり状態になっていた次男と久しぶりに会った時、あまりにも痩せ細った姿に愕然としました。次男は私に言ったのです。「死ねなくてごめん、こんな子どもが生きていてごめん」と。次男は何度も死のうとしていたそうです。このままでは次男は死んでしまう、そう思った私は次男の状態について学び始め、いろいろな方の話を聞き、**次男と自分**は違う人間であり彼には彼の生き方がありと気づきました。



「居場所」を始めて わかったこと

自分の考えや生き方を次男に押し付けていたことに気づいた私は、次男の状態にはとらわれずに自分の道を歩こうと決心します。自分にしかできないことはなんだろうと模索して始めたのが、どなたでもどうぞという居場所「ワラタネスクエア」です。そこで出会った当事者やオンラインで繋がった当事者の方々が大切なことをたくさん教えてくれました。**自分にも生きづらさがあったこと、心配されることは否定されることと同じだということ、親が幸せでいることが子どもの安心につながること。そしてたどり着いたのが『あなたはあなたのままでいい』という思い**です。

3年間ひきこもっていた女性は「ワラタネスクエア」に来るようになって自分にはこんなにできることがあったと気づき、新しいことに挑戦する気持ちが湧いてきました。20年もひきこもっていた男性は家族以外の人たちとの交流を楽しみと思えるようになりました。こんな魔法のようなことが何故起こるのでしょう。

あれもダメ、これもダメと制限され続けると、人はどんどん委縮して本当の自分を失っていき本来できていたこともできなくなってしまいます。ところが**自分を対等に扱ってくれて、安心して対話が続けられる場**にいる

ことで本来の力を取り戻していくのです。

今、地域でできること

「あなたはあなたのままでいい」という思いが地域に広がっていくことで、生きづらい人たちも少し楽に生きられるようになります。そのためには自分のことを「頑張っているね、それでいいよ」と思ってあげられるように、まずはそこから始めませんか？

話してくれたのは

労働者協同組合
ワーカーズコープ・
センター事業団
北上笑いのたね
事業所 所長



後藤 誠子さん

次男の不登校ひきこもりをきっかけに生きづらさを抱えた人たちと地域をつなぐ活動を始める。現在は不登校ひきこもりの親としての講演やコミュニティFMでの発信、様々なイベントの企画、誰でも来られる居場所『ワラタネスクエア』の運営などを行っている。『世界一受けたい授業』『ウワサの保護者会』『超越ハピネス』などメディア出演多数。

労働者協同組合
ワーカーズコープセンター事業団
北上笑いのたね事業所

現在、全国各地から依頼を受け不登校ひきこもりの母親として自身の体験について講演し、大変好評を得ています。講師依頼についてはこちらからどうぞ。

詳しくはこちら



聞く、聴く、共感 ～子どもシェルターの 実践から～



ODO 子どもの声を、大人と対等に受け止める。

「はじめて、私は、大人と対等に話していいんだと思った。」

子どもシェルターに入居したある子どもが、入居して1か月半たったころに言ってくれた言葉です。私が理事として関わっている特定非営利活動法人つなごでは、子どもシェルターを運営しており、その子どもは、親から身体的虐待を受けて、子どもシェルターにやってきました。

子どもシェルターは、親との関係で悩み、家庭にいられなくなった10代半ばから19歳までの子どもを対象にした、緊急避難場所です。親からきついことを言われた、親から叩かれた、親から性加害を受けたなど、そのほとんどが虐待を受けた子どもたちです。私たちは、そのような子どもに対して、安心・安全の場を提供しており、食事などの生活支援だけでなく法的支援も提供しています。**活動をはじめてから9年になりますが、この間、240名以上の子どもがシェルターを利用**しました。

子どもたちの声を大切に

活動の基本理念は、**シェルターを利用する子どもに対して「自分のことは自分で決めていい」という当たり前を伝える**ことです。子どもには、子どもの権利条約12条に定める「意見をきかれる子どもの権利」があり

ます。私たちは、子どもの語りに傾聴し、それを決して否定せず、子どもが考える未来を引き出せるように、肯定的な言葉がけを心掛けています。**子ども自身が歩いていくのをそっとサポートする**イメージです。

冒頭の子どもの言葉は、私たちの支援が有意義だと子どもに受け止めてもらっていたことを意味します。それと同時に、子どもシェルターにたどり着くまでの間に、子どもの声が大人たちによって適切に扱われてこなかったことも意味します。

私たちの支援

子どもシェルターには、**スタッフが24時間常駐**し、入居している子どもを支援しています。それとともに、**子どもを直接サポートする弁護士がおり、子どものための環境調整活動**をしています。

ときに、弁護士は、親と対峙します。対峙と言っても、そのアプローチの仕方は、**「一緒に、子どものためにできることを考えませんか」という姿勢**です。もっとも、子どもシェルターにやってくる子どもの親の特徴としては、過干渉か無関心かであることが多いです。

聞く、聴く、共感、その先に

困難な状況にあるとみられる子ど

もたちの支援を直接している中で気づくことは、**今の子どもたちは、本当に生きづらいということです**。私たちは、子どもたちが少しでも生きやすく感じてもらえるように支援するほかありません。その実践は、「聞く」「聴く」、そして「共感」です。「聞く」は、**子どもの語りをきちんと言葉どおりに理解すること**。「聴く」は、**聞いたあとに、子どもの語りの意味を推し量ること**。「共感」は、**推し量ったあと、その理解したところを言葉にして、子どもに聞かせ、子どもからうなずきのサインをもらうこと**。このような実践を繰り返していくと、子どもは自ら社会化され成長していきます。その先には、子どもが主体性を保った存在へと自ら成長を遂げるはずで

話してくれたのは

弁護士・
社会福祉士

曾我 智史さん



15年以上リーガルソーシャルワークを実践し、尼崎市子どものための権利擁護委員会委員長、NPO法人つなご(子どもシェルター)理事長、大阪市いじめ調査第三者委員会委員長、兵庫県児童相談所(こども家庭センター)アドバイザー、播磨町こども条例制定アドバイザーなど、子どもの権利に関わる活動に従事している。いじめや学校事故の調査を担う第三者委員会の委員、一般財団法人コープこうべ奨学金財団評議員、他多数。

人権でとらえなおす 女性の非正規雇用



TODO 非正規雇用の現状を知り、訴える声に寄り添い、連帯する。

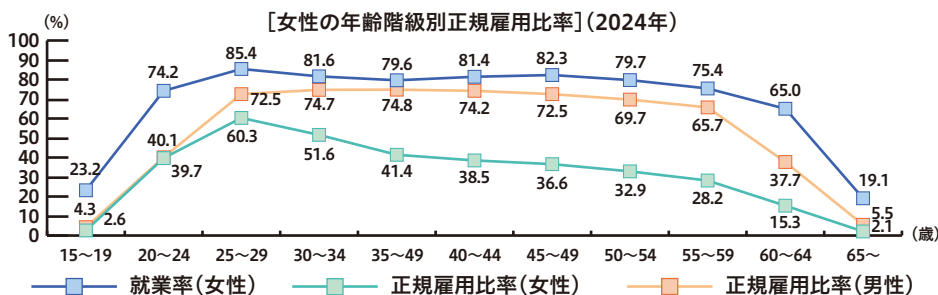
非正規雇用の現状

職場でがんばっても評価されない、待遇がよくなると思うことはありませんか。非正規雇用で働く人は、こうした経験を多くしています。

日本では非正規雇用は1950年代からはじまり、1990年代以降の経済状況の悪化に対するコスト削減のために増加したといわれます。かつては主婦や学生などの夫や親に扶養されている人の雇用として設計され、いわゆる「扶養の範囲内」で働くために待遇や社会保険も不十分な雇用形態でよとされてきました。現在はさまざまな形態の非正規雇用が広がり、非正規雇用で家計を支える人も増えています。が、**正規雇用に比べて低待遇、有期雇用で不安定という状況はなかなか改善されず、正規雇用への転換も容易ではありません。**非正規雇用はそういうものだ、という考えは今も根深くあります。そうなのでしょうか。

女性は非正規雇用が当たり前？

現在は働き続ける女性が増え、出産育児期に離職する傾向を示すM字カーブは解消されつつありますが、女性の正規雇用比率はL字をえがき(グラフ参照)、非正規で働く女性が多い状況は既婚未婚問わず続いています。**母子世帯の非正規雇用割合は38.8%**



で、父子世帯の4.9%を大きく上回り、こうした状況は母子世帯の貧困に直結します。性別役割分業が前提となっている日本社会では、家族状況にかかわらず、**女性は非正規雇用で働くことに強く誘導され、それは女性自身の選択だとみなされてきました。**

自治体の公務専門職の職場でも非正規化が進み、専門的な業務を担いつつも低待遇で不安定な雇用形態で多くの女性が働いています。名前で呼ばれず「パートさん」と呼ばれたり、仕事を続けられるのか不安に感じたり、10年以上のキャリアがあっても待遇が全く上がらず**あきらめて労働条件を交渉しない人も多いです。**誠実に働いても報われず、正規職員との待遇格差、取り換えがきく駒のように扱われる、仲間と認めてもらえない、専門性を磨く研修は自費で、立場が弱くハラスメントにあいやすい、など**職場で「おかしい」と思う経験をしても声を上げづらい状況**に置かれています。**労働者は、労働組合を組織し労働条件の改善を求める権利を持っていますが、非正規雇用の方はそうした活動に参加しにくいのが実情**です。

非正規雇用のしくみがつくる差別をなくすには

非正規雇用で働くということは、そうした声の上げづらさをも抱えることであり、そのしくみそのものが「非正規雇用で働く人」の尊厳や生活の安定を脅かしています。こうした感覚はまだ多くの人に共有されていません。**非正規雇用の低待遇や不安定さ、職場での声の上げにくさは人権問題であるという観点から捉えなおし、声を上げている人に連帯すること**が必要ではないでしょうか。女性は非正規で当然、非正規は低待遇で不安定で当然という“常識”を問う素材は私たちの身の回りのあちこちに存在しています。

話してくれたのは……

大阪信愛学院大学
教育学部 教授

廣森 直子さん

神戸大学発達科学部、神戸大学大学院総合人間科学研究科修了、東北大学大学院教育学研究科修了、博士(教育学)。専門は社会教育論、ジェンダー論。研究テーマは、働く女性の学習、専門職のキャリア形成など。



女性活躍に不可欠な働き方改革

✓ TO DO 女性の活躍できる多様な働き方を、正に評価する。



新たな10年のはじまり

2026年4月1日に、改正女性活躍推進法が施行されました。2016年からの10年間、女性活躍推進法(以下、「女活法」という。)に基づき、企業の自主行動計画が策定され、さまざまな取り組みが行われてきました。この10年間で、管理職や役員に占める女性比率は上がってきましたし、男性の育休取得率も上昇しましたが、その歩みは諸外国と比較して非常に遅く、この歩みを加速させることが、改正法に基づく次の10年間の取組として期待されているのです。

女性活躍を可能とする働き方とは

日本企業における女性活躍がなぜ困難なのかを考えた時に、重要なのは「働き方」の問題です。女性が結婚・出産等のライフイベントに直面しても、就業継続しキャリアを形成するためには、出産後の一定期間にまとまった休暇(産休・育休)を取得し、復職後も子育てと両立できる働き方や休み方が必要です。しかし、日本企業において社員としてキャリアを形成するには、フルタイム勤務に加えて残業することを前提とし、**休みを取らずに働き続けることが必須**でした。新卒一括採用での終身雇用という日本型雇用の仕組みにお

いては、社員はフルタイム+残業=フルコミットで画一的な働き方をしている、**年功管理に基づく相対評価によって、企業の示したキャリアの道筋をたどることになっていました**。そのため、長期休業により途中で抜けた、短時間勤務などでフルコミットしていない社員をどう評価してよいか、キャリアの道筋を提示したらよいか、企業にはその答えがありませんでした。**2009年の改正育児・介護休業法により、育児期の短時間勤務が義務化され、育休取得後に短時間勤務や残業免除で復職するという選択肢が保証**されました。**2016年にスタートした女活法**では、こうした働き方の選択により就業継続できるようになった女性が次のステップとして「活躍」できる環境整備が求められました。すなわち、短時間勤務などの**制約のある働き方をする社員にも、責任のある、かつ成長につながる仕事を配分し、時間当たり生産性で公正に評価し、昇進・昇格の条件を明示**することです。これは、もちろん男女を問わず必要な施策です。また、制約のある働き方をする社員をサポートした周囲の同僚についても、適正に評価し、その貢献に報いることです。これらの仕組みの前提として、職場の通常の働き方、言い換えるとフルコミットしている社員の働き方が、**長時間労働ではなく、それぞれのワーク・ライフ・バランスが追求できるよ**

うテレワークなどの柔軟な働き方が選択できるようになっていることも重要です。

残念ながら、これまでの10年には、こうした取り組みが十分行われませんでした。次の10年こそは、大きな環境変化が期待されます。

男性にとっても嬉しい変化が

女性活躍推進というと、「女性だけの話」「女性を優遇する?」「男性に不利になるのでは?」とみられがちです。でも、ご紹介したように、多様な働き方や多様なキャリアが選択できる企業・社会が実現すれば、これまで**仕事にフルコミットすることが前提だった男性の働き方も変わり、男性も新しい生き方を選択できるようになる**でしょう。女性活躍のための企業や社会の変革に、ぜひ男性も主体的に参加し、男女ともに、自分らしい生き方を選択できる社会をつくっていきましょう。

話してくれたのは……

三菱UFJリサーチ
&コンサルティング
CDIO/主席研究員

矢島 洋子さん

少子高齢化対策、男女共同参画の視点から、D&I、働き方改革関連の調査研究・コンサルティングを行う。厚生労働省「労働政策審議会」委員等を務める。近著は「シリーズダイバーシティ経営 仕事と子育ての両立」(中央経済社)。



インターネット上の 人権侵害防止等に向けた取組について

—兵庫県県民生活部総務課人権推進室—

TO DO 加害者にならない意識を持ち、被害を受けたら抱え込まずに相談する。

兵庫県では、令和7年12月に「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例」(以下「インターネット人権侵害防止条例」といいます。)を制定するなど、**インターネット上の人権侵害の防止と被害者の救済に取り組んでいます。**

インターネット
人権侵害防止条例を
制定しました！

1 制定の背景

インターネットの普及により、私たちは自分の意見を自由に発信し、多くの人々とのコミュニケーションを図ったり情報を共有したりすることが可能になりました。その一方で、近年、**SNSや掲示板などインターネット上における誹謗中傷やプライバシー侵害、不当な差別**などインターネットの誤った使い方が跡を絶たず、深刻な社会問題になっています。

こうした問題に対処するため、国

は、令和6年5月に**情報流通プラットフォーム対処法(以下「情プラ法」といいます。令和7年4月施行)^{※1}を制定し、また、県も県民への啓発や相談窓口を設置**するなど様々な対策を講じてきました。

このような状況の中、県は、社会全体でインターネット上の人権侵害防止に向けた取組を進めていくため、令和6年7月に、学識経験者や弁護士からなる有識者会議を設置して議論を重ね、令和7年12月に本条例を制定し、令和8年1月に施行しました。

2 インターネット人権侵害防止条例の内容

インターネット人権侵害防止条例では、県民をはじめとした関係者の責務と県が取り組むべき施策(啓発等、相談体制の整備、不当な差別への対応)を定めています。 → 図表

インターネット上の
人権侵害を防止しよう！

1 加害者にならないためには

インターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的な言動は、人の尊厳を傷つける、決して許されない行為です。**こうした投稿をしないこと、拡散しないこと、投稿前に一呼吸おくことが重要です。**

特に、SNS等では、フィルターバブル^{※2}やエコーチェンバー^{※3}といった現象が起こりやすく、**知らず知らずのうちに偏った考えに陥り、人を傷つけてしまうことがありますので、注意が必要です。**

※1【情プラ法】

情プラ法は、GoogleやXなどの大規模プラットフォーム事業者に対し、削除基準の策定や通報窓口の公表、削除申出への迅速な対応などを義務付けた法律です。これにより、被害にあった際の対応がより進めやすくなっています。

※2【フィルターバブル】

SNS等が、利用者の関心のある情報を優先的に表示する仕組みになっている結果、自分が見たいとされる情報しか見えなくなってしまう状態

※3【エコーチェンバー】

SNS上で意見を発信すると、それに似た意見があちこちから返ってくることもあり、何度も同じような意見を聞くことで、自分の意見が正しいと信じ込んでしまう状態

図表

関係者の責務				県が取り組むべき施策		
県	県民	事業者	市町	啓発等	相談体制の整備	不当な差別 ^{※5} への対応
人権侵害行為を防止し、被害者を支援する施策の実施	誹謗中傷等は許されないものであると認識し、これを行わないこと等	人権侵害行為防止施策・被害者支援施策の必要性の理解等	地域の実情に応じた施策の実施等	ネットリテラシー ^{※4} 向上など人権侵害防止に向けた啓発・教育	削除要請の方法助言や専門窓口紹介等を行う相談体制の整備	ネット上の投稿のモニタリング、削除要請、行政指導

※4【ネットリテラシー】インターネット上の情報を正しく理解し適切に判断して活用する能力

※5【不当な差別】人種・民族、性別などの属性を理由とした差別的取扱いを助長・誘発するような言動や侮辱

2 兵庫県の取組

県では、インターネット上の人権侵害を防止するため、インターネット利用に関するリテラシー向上に向けた様々な啓発を実施しています。

令和7年度は、「**STOP SNS誹謗中傷**」をコンセプトに普及啓発キャンペーンを展開しました。啓発アニメーション動画等を作成し、SNS広告やデジタルサイネージで配信したほか、啓発ポスターを作成し、学校や公共施設で掲示しました。

また、県内プロスポーツチームと

の連携により、選手の啓発メッセージ動画をSNS広告等で配信したほか、啓発グッズをショッピングモールやイベント会場で配布しました。

令和8年度は、「**STOPネット暴力**」をコンセプトに、インターネット人権侵害防止条例の周知や、インターネット利用に関するリテラシー向上を図る普及啓発キャンペーンを展開するほか、**県内プロスポーツチーム等との連携による啓発や、県内高校生を対象としたネットトラブル出前講座等を実施していく予定です。**

被害にあったらどうする？

YouTubeやXなどの大規模なプラットフォームを運営する事業者に対しては、**ご自身で情プラ法による削除申出**ができます。**警察への相談や、発信者の特定・損害賠償請求といった法的手続き**を取ることも選択肢として考えられます。

県では、(公財)兵庫県人権啓発協会に「**ネット誹謗中傷等の相談窓口**」を設置していますので、悩みや不安を感じた際には、一人で抱え込まず、ぜひこうした相談窓口をご利用ください。

情プラ法の活用も含め、お話を伺いながら**救済に向けた助言や必要に応じた専門窓口のご案内**を行います。なお、**不当な差別を含む書き込みについては、情プラ法で削除されないときに、県から削除要請できる場合があります。**



STOP SNS誹謗中傷キャンペーン



STOP ネット暴力キャンペーン

ネット誹謗中傷等の相談窓口

兵庫県の相談窓口

被害を受けたら、ひとりで抱え込まないでお気軽にご相談ください。専門職員や弁護士がお悩みをお聞きます。

TEL (公財)兵庫県人権啓発協会

078-891-7877

県以外の相談窓口

国(総務省・法務省等)や民間団体にも、インターネット上のトラブルに関する相談窓口があります。相談先の一覧は右側の二次元コードをご覧ください

協会HP(相談窓口)



県HP(相談窓口一覧)



日本一の 人権尊重都市をめざして

たつの市の取組

たつの市は、「出会い、ふれあい、学びあい」の人権交流活動を中心に、
日本一の「人権尊重都市」をめざし、
「まちづくり」「ひとづくり」に全力をあげて取り組んでいます。



民主化推進協議会が市長にインターネット条例制定の
要望書を提出 令和6年4月6日



市議会にてインターネット条例案が満場一致で可決
(兵庫県内の自治体で初)令和6年6月27日

1 人権尊重都市宣言

平成18年12月26日、たつの市議会において、一市三町合併後の議会決議第1号となる「たつの市人権尊重都市宣言」を決議しました。

2 たつの市部落差別の解消の推進に関する条例

平成29年12月、全国初となる「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

3 たつの市部落差別解消推進基本計画

たつの市部落差別の解消の推進に関する条例では、実態調査、基本計画の策定についても定められており、令和元年、市民人権意識調査、対象地区住民人権意識調査、対象地区住民生活実態調査、市内学校関係人権教育実態調査を実施し、その結果を踏まえ令和4年3月、「たつの市部落差別解消推進基本計画」を策定しました。

4 たつの市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

さらに令和6年6月27日、兵庫県内の自治体で初となる「たつの市インターネット上の誹謗中傷

や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を制定し、条例の目的を達成するためのモニタリング、学校でのインターネットリテラシー教育、市民啓発及び相談支援を実施しています。

5 官民一体のオールたつの市(行政、教育委員会、市議会、民主化推進協議会)での取組

行政、教育委員会、市議会、民主化推進協議会が協同して、すべての市民の人権を尊重するための人権教育及び人権啓発を下記のとおり年間を通して市民ぐるみで取り組んでいます。

- ① 毎年8月を「人権文化をすすめる市民運動推進強調月間」と定め、「人権文化をすすめる市民運動中央大会」を開催
- ② 毎年11月、市内3会場にて公開授業・保育、人権講演会等の「人権教育実践発表会」を開催
- ③ 人権リーダーを中心に人権教育・啓発を進める「人権学習会」「人権交流会」を開催
- ④ 隣保館及び教育集会所において、人権教育、人権啓発、住民交流などを実施

ふれあい サロン

クロスワードパズルに挑戦

アルファベットを順番に並べると、
何という言葉になるでしょう？

1	2	3		4		5
				B		
6				7	8	
					H	
		9	10		11	
						C
	12			13		
				F		
14			15			16
				A		
17		18		19	20	
					E	
		21				

たてのカギ

- ① ____ボール ____ウェア ____クリーム
- ② 実力のうちとも言われる天の巡り合わせ
- ③ 神戸市営____海岸線は新長田と三宮・花時計前を結びます
- ④ 水の中にできるぐるぐる
- ⑤ 苗を手に田んぼで行きます
- ⑧ 動物の生殖活動
- ⑩ 「弱さ」の反対です
- ⑫ 学校から帰ることです
- ⑬ 魚介類の卸売市場。漢字で「魚河岸」
- ⑭ ひき肉を炒めた料理。ご飯にかけて食べます
- ⑯ 頭が痛いこと
- ⑰ 胞子で増えますが、コケとは違います
- ⑱ おすもうさんが踏みます

よこのカギ

- ① まだ朝の早いとき
- ⑥ 活火山はしばしば____します
- ⑦ 絵を描いたり工作したりする小学校の教科
- ⑨ 金属の一種で、元素記号はFe
- ⑪ 下の反対方向
- ⑫ 日曜日と火曜日の間です
- ⑭ 箱などの一番下の部分
- ⑮ 洗濯物を干すときなどに使う長い棒
- ⑰ 直射日光を避けるため頭にかぶります
- ⑲ 映像や写真の鮮明さ
- ⑳ 生徒に女子がない学校



3・4月号の答え **スペテノイノチニサチアレ**



クロスワード & 投稿で

P10記事掲載
たつの市提供

皮革コースターを
プレゼント!

たつの市は古くから皮革1次製品(なめし革)の生産拠点として発展してきました。多くの工場が独自の技術を発揮して、現在では全国有数の高級の皮革産地に成長しています。

読者からのお便り 3・4月号を読んで

最近自分の人権は侵害されたら大騒ぎする割に、他人のことには無神経な人が多くなってきた感が否めません。自分に置き換えて考える思考方法は、やはり幼いときから家庭内で身につけられていないと、なかなか自分自身では獲得しにくいと思います。家庭は一番小さな社会の単位。決して侮れません。
(加東市 あやごんさん)

「人と仲良くしましょう」と掲げるのは簡単ですが、日々利害関係が入り乱れている社会の中で、お互い相手を尊重しながら過ごしていくのは簡単ではないと思う1年でした。新年度はどんな1年になるかな。(神戸市 匿名希望さん)

「読者からのお便り」の投稿掲載者(令和8年7・8月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名様)とに、「皮革コースター」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人と人とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。

応募方法

はがき、FAX、Eメール、HPの「きずな投稿」で受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内(公財)兵庫県人権啓発協会 「きずな」ふれあいサロン係
TEL:078(242)5355/FAX:078(242)5360
Eメール:info@hyogo-jinken.or.jp

*応募者および投稿者の個人情報は管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。

締め切り **令和8年6月15日(月) 必着**

人権の大切さを多くの人に伝えたいあなたに

令和8年度HYOGO ヒューマンライツ作品コンテスト募集

幅広い世代の県民が、人権に関する理解を深めるとともに、多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会づくりをめざすきっかけとなるような作品を作って、人権尊重について考えてみませんか。

- 応募作品**
- 文芸部門(創作分野、エッセイ分野、詩分野)
 - 動画部門
 - イラスト部門

- 人の優しさや思いやり、支え合うことのすばらしさなどが表現されているもの
- 一人ひとりを大切に、こころ豊かな社会づくりをめざす姿勢が表現されているもの
- 生命や人権の尊さ、大切さが表現されているもの
- 人権課題の解決に向けて、明るい展望をもって表現されているもの

- 応募資格** 兵庫県内に在住、在勤、在学の方(プロを除く)・応募要領の内容を理解した方
- 入賞者には以下の副賞を進呈!!**

最優秀賞	図書カード1万円分、記念品
優秀賞	図書カード5千円分、記念品
佳作	記念品

応募方法 郵送または持ち込み

※文芸部門のみメールでの応募も可。
※詳しくは、(公財)兵庫県人権啓発協会のホームページをご覧ください。

注意 不適切な引用や盗作等があった場合は、審査対象外になることがあります。

応募期間 令和8年5月11日(月)から9月11日(金)まで
当日消印有効

結果発表 令和8年11月(予定)
詳細は(公財)兵庫県人権啓発協会HP
もしくは、下記の2次元コードより募集
要項・応募票をご確認ください。

募集要項
応募票



(公財)兵庫県人権啓発協会HP



兵庫県人権啓発協会の
ホームページ、SNSでも情報発信中!

FOLLOW ME!



HP



X



Instagram

心配ごとでつらい思いをしているあなたに

ひとりで悩みを抱え込まないで!

いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰だけでなく、こどもたちのこころの悩みの解消やこどもたちのSOSの早期発見を図るため、相談窓口を設けています。下記へご連絡ください。保護者からの相談もできます。

ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全)相談 24時間ホットライン

電話相談

365日・24時間

☎ 0120-0-78310

通話料無料・携帯電話利用可

平日9:00~17:00

☎ 0120-783-111

12月29日~1月3日を除く

面接相談(要予約)

時間 平日9:00~17:00

(12月29日~1月3日を除く)

※1回の面接は1時間程度

場所 ひょうごっ子悩み相談相談室
(県立総合教育センター内)

申し込み 0120-783-111

※申込順に、相談日時を決定します

以下の各場所でも、電話相談と面接相談に応じています

阪神教育事務所分室(西宮市) ☎0798-23-2120

播磨東教育事務所分室(加古川市) ☎079-421-0115

播磨西教育事務所分室(姫路市) ☎079-224-1152

但馬教育事務所分室(豊岡市) ☎0796-24-1520

丹波教育事務所分室(丹波篠山市) ☎079-552-6059

淡路教育事務所分室(洲本市) ☎0799-22-4152

時間 月~金曜日の9:00~17:00

(土日祝祭日および12月29日~1月3日を除く)

ひょうごっ子SNS悩み相談

兵庫県の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に在学している児童生徒のみなさんのためのSNSを使った相談窓口を開設しています。



SNS相談 受付時間 17:00~21:00(新しい相談は20:30まで)

身近な人への会話や通話ではなかなか言えないような悩みについて、チャット形式で気軽に相談できます。相談の秘密は必ず守ります。



学校への連絡窓口 受付時間 24時間

あなた自身やお友だちの困っていることを24時間いつでも伝えることができます。預かった情報は学校へ届けます。

今月の表紙

働く女性が増え、共働きが「普通」になりました。けれど、家庭の中を見渡すとどうでしょう?仕事から帰っても、家事や育児に追われ続ける女性の姿がありませんか?誰もが懸命に生きている現代だからこそ、制度づくりはもちろん、一人ひとりの「気づき」が家族の笑顔を守る第一歩です。

出典:厚労省_2024(令和6)年 国民生活基礎調査



谷五郎の笑って暮らそう

動画はこちら

ラジオ関西「谷五郎の笑って暮らそう」は、毎週日曜日10:00~11:35に放送しています。11:25頃からの「ハートフル・フィーリング」のコーナーで「きずな」の記事の紹介や寄稿者へのインタビュー等を発信します。



YouTube